

教育・保育供給方法 の確保策について

平成26年5月21日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

目次

- ① 必要見込み量
- ② 供給方法の考え方
- ③ 幼保連携型公立認定こども園
- ④ 具体的な供給方法イメージ
- ⑤ 施策の財政面からの考察

①必要見込み量

ニーズ調査を踏まえ、国のワークシートに基づき需要量を算出した。さらに、現時点での供給量を見積もり、必要となる量(必要見込み量)を算出した。

算出された必要見込み量に対して、平成27年度から順次整備等を実施する中で供給の拡充を行い、計画の最終年度である平成31年度に全ての必要見込み量の確保を図ることに努める。

①必要見込み量(2)

最終到達目標である平成31年度の必要見込み量は以下のとおりである。(別表参照)

○1号(3～5歳) 保育の必要性なし

⇒必要見込み量なし

○2号(3～5歳) 保育の必要性あり

⇒必要見込み量なし

※2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの必要見込み量は 797名

①必要見込み量(3)

3号(0~2歳) 保育の必要性あり

⇒必要見込み量

0歳児 188名

1, 2歳児 368名

0歳~2歳児、2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いものの必要見込み量をどのように確保していくのかが課題となる

②供給方法の考え方

①の必要見込み量に対する供給の方法として

- 1 幼保連携型認定こども園の設置
- 2 小規模保育園の設置
- 3 民間保育園の定員の弾力運用

の3つを考える。

②ー1 幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園への移行については、主に民間幼稚園からの移行が想定される。その際、保育所部分の設置については以下の2通りが考えられる。

- 1 既存施設の設備改修
- 2 既存施設の敷地内に保育所部分を新たに設置

②ー1 幼保連携型認定こども園(2)

これにより想定される供給の増加量は、0歳～2歳児の定員30名を増設すると仮定した場合以下の供給量を確保できる予定

定員

0歳	6名
1歳	10名
2歳	14名

②ー1 幼保連携型認定こども園(3)

- ・さらに、3歳～5歳児の2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの供給量も、現在の幼稚園の定員部分が供給されると期待される

定員(ベース平均)

3歳 80名

4歳 104名

5歳 107名

②ー2 小規模保育園

地域型保育事業として小規模保育園を開設する場合、以下の供給量を確保できる予定

パターン1

0歳 3名

1歳 7名

2歳 9名

パターン2

0歳 6名

1歳 6名

2歳 7名

②-3 民間保育園の定員の弾力運用

○民間保育園において、待機児童解消の観点から定員の弾力化を図り運用をすることができる。
平成22年度～平成25年度の民間保育園における弾力運用化率の平均は111.8%となっている。

弾力化のイメージ

A保育所
認可定員
100名



最低基準を満たす中で
弾力化を図る

A保育所
弾力化による定員増
120名
弾力化率(120%)
20名の供給確保

③ 幼保連携型公立認定こども園

幼保連携検討部会より

「～(略)～待機児童解消を目指し、圏域における需給量も確認した上、地域性や民間施設の供給を勘案し、公立の幼保連携型認定こども園などへの移行の具体案の検討を急がねばなりません。～(略)～」(平成26年3月10日子ども・子育て支援事業計画に関する意見書(提言))とあることから、幼保連携型公立認定こども園による供給を考える。

⇒民間活力による供給を優先し、それでも供給不足が見込まれる場合に、幼保連携型公立認定こども園による供給を考える

⇒公立認定こども園の創設により供給量がどのように変わるのか

③ 公立認定こども園(2)

○モデルケース1

(A幼稚園とA保育所)

保育所定員127名 幼稚園定員210名(6クラス)の場合

A幼稚園	クラス数						合計	その他職員 (主任教諭等)	総合計			
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳						
					3	3	6		6			
A保育所	職員数						合計	その他職員 (加配等)	総合計			
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳						
					3	3	6	3	9			
A幼稚園	クラス数						合計	その他職員 (主任教諭等)	総合計			
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳						
	2	2	2	1	1	1				9		9
	職員数									合計	その他職員 (加配等)	総合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳						
(3:1)	(5:1)	(6:1)	(20:1)	(30:1)	(30:1)							
4	3.2	3.67	1.2	0.87	0.9	13.84 人	6	20				

☆幼稚園の4・5歳児の担当者が保育も担当した場合

⇒保育所側の4・5歳の担当者 計1.77人が0・1・2歳に回すことが可能

0歳に回した場合 5.31 人 の更に受け入れが可能

1歳に回した場合 8.85 人 の更に受け入れが可能

2歳に回した場合 10.62 人 の更に受け入れが可能

③ 公立認定こども園(3)

○モデルケース2

(B幼稚園とB保育所)

保育所定員150名 幼稚園定員70名(2クラス)の場合

B幼稚園	クラス数						合計	その他職員 (主任教諭等)	総合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			
					1	1	2		2
	職員数								
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			
					1	1	2	4	6
B保育所	クラス数						合計	その他職員 (加配等)	総合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			
	2	2	2	2	1	1	10		9
	職員数								
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			
(3:1)	(5:1)	(6:1)	(20:1)	(30:1)	(30:1)				
4	4	4.33	1.45	1.03	1.07	15.88人	8	24	

☆幼稚園の4・5歳児の担当者が保育も担当した場合

⇒保育所側の4・5歳の担当者 計2.1人が0・1・2歳に回すことが可能

0歳に回した場合 6.30人 の更に受け入れが可能

1歳に回した場合 10.50人 の更に受け入れが可能

2歳に回した場合 12.60人 の更に受け入れが可能

④ 具体的な供給方法イメージ

②-1, ②-2をモデルに市域全体の供給量をイメージしたものの
※施設数については試算であり、今後増減もあり得ます

	施設数	3号0歳	3号1・2歳	幼稚園希望	2号
幼保連携型認定こども園	9ヶ所	54人	216人	2,619人	
小規模保育園(パターン1)	2ヶ所	6人	32人	—	—
小規模保育園(パターン2)	13ヶ所	78人	169人	—	—
公立幼保連携型認定こども園	2ヶ所		22人		
民間保育園の定員の弾力運用		83人	57人		
合計	26カ所	221人	496人	2,619人	
必要見込み量		188人	368人	797人	

⇒今後5年間で確保策を実現するために、各年度の供給量を検討する

⑤ 施策の財政面からの考察

④で挙げた供給量の確保を実現するために必要となる経費について考える。

確保策を実現するうえで重要となるのが、施設の整備費用および運営経費である。併せて、近年の保育士不足の状況から、必要な保育士の数にも配慮が必要となる。

⑤ 施策の財政面からの考察(2)

1 施設整備費イメージ

	1施設当たりの補助金基準額 (円)	1施設当たりの府補助額 (円)	1施設当たりの市が負担する補助金(円)	施設数 (カ所)	市歳出額 (円)
幼保連携型認定こども園 (30人定員・保育所部分創設の場合)	118,459,250	78,972,000	9,872,000	9	88,848,000
小規模保育園 (パターン1) 賃借料・改修費	63,000,000	42,000,000	5,250,000	2	10,500,000
小規模保育園 (パターン2) 賃借料・改修費	63,000,000	42,000,000	5,250,000	13	68,250,000

⑤ 施策の財政面からの考察(3)

2 小規模保育園運営費イメージ

保育所運営費ベースで定員を19名とした場合、
基本分保育単価のみで計算をすると、小規模
保育園(パターン1)の場合、
月額2,991,230円の運営費が支給される。

⑤ 施策の財政面からの考察(4)

3 必要保育士数のイメージ

	1施設当たりの必要保育士数	施設数	必要保育士総数
幼保連携型認定こども園 (30人定員・保育所部分創設の場合)	7人	9カ所	63人
小規模保育園(パターン1) 賃借料・改修費	6人※	2カ所	12人
小規模保育園(パターン2) 賃借料・改修費	7人※	13カ所	91人

※小規模保育園は類型により必要保育士数は異なる

(別表)

平成27年度から平成31年度における 教育・保育ニーズ量(市域全体)

平成27年度 教育・保育 必要見込み量

	1号(3歳～5歳) 教育標準時間 【認定子ども園・幼稚園】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【幼稚園】 ※保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い方	3号(0歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】	3号(1・2歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】
推計児童数	10,479人	10,479人	10,479人	3,187人	6,514人
需要量	6,311人	4,580人	865人	733人	2,597人
供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	▲ 3,349人	351人	865人	233人	519人

平成28年度 教育・保育 必要見込み量

	1号(3歳～5歳) 教育標準時間 【認定子ども園・幼稚園】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【幼稚園】 ※保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い方	3号(0歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】	3号(1・2歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】
推計児童数	10,229人	10,229人	10,229人	3,100人	6,357人
需要量	6,160人	4,471人	844人	713人	2,534人
供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	▲ 3,500人	242人	844人	213人	456人

平成29年度 教育・保育 必要見込み量

	1号(3歳～5歳) 教育標準時間 【認定子ども園・幼稚園】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【幼稚園】 ※保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い方	3号(0歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】	3号(1・2歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】
推計児童数	10,040人	10,040人	10,040人	3,064人	6,282人
需要量	6,046人	4,388人	829人	705人	2,504人
供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	▲ 3,614人	159人	829人	205人	426人

平成30年度 教育・保育 必要見込み量

	1号(3歳～5歳) 教育標準時間 【認定子ども園・幼稚園】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【幼稚園】 ※保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い方	3号(0歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】	3号(1・2歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】
推計児童数	9,851人	9,851人	9,851人	3,029人	6,209人
需要量	5,932人	4,305人	813人	697人	2,475人
供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	▲ 3,728人	76人	813人	197人	397人

平成31年度 教育・保育 必要見込み量

	1号(3歳～5歳) 教育標準時間 【認定子ども園・幼稚園】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【幼稚園】 ※保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い方	3号(0歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】	3号(1・2歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】
推計児童数	9,660人	9,660人	9,660人	2,992人	6,135人
需要量	5,817人	4,222人	797人	688人	2,446人
供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	▲ 3,843人	▲ 7人	797人	188人	368人

保育の必要性について

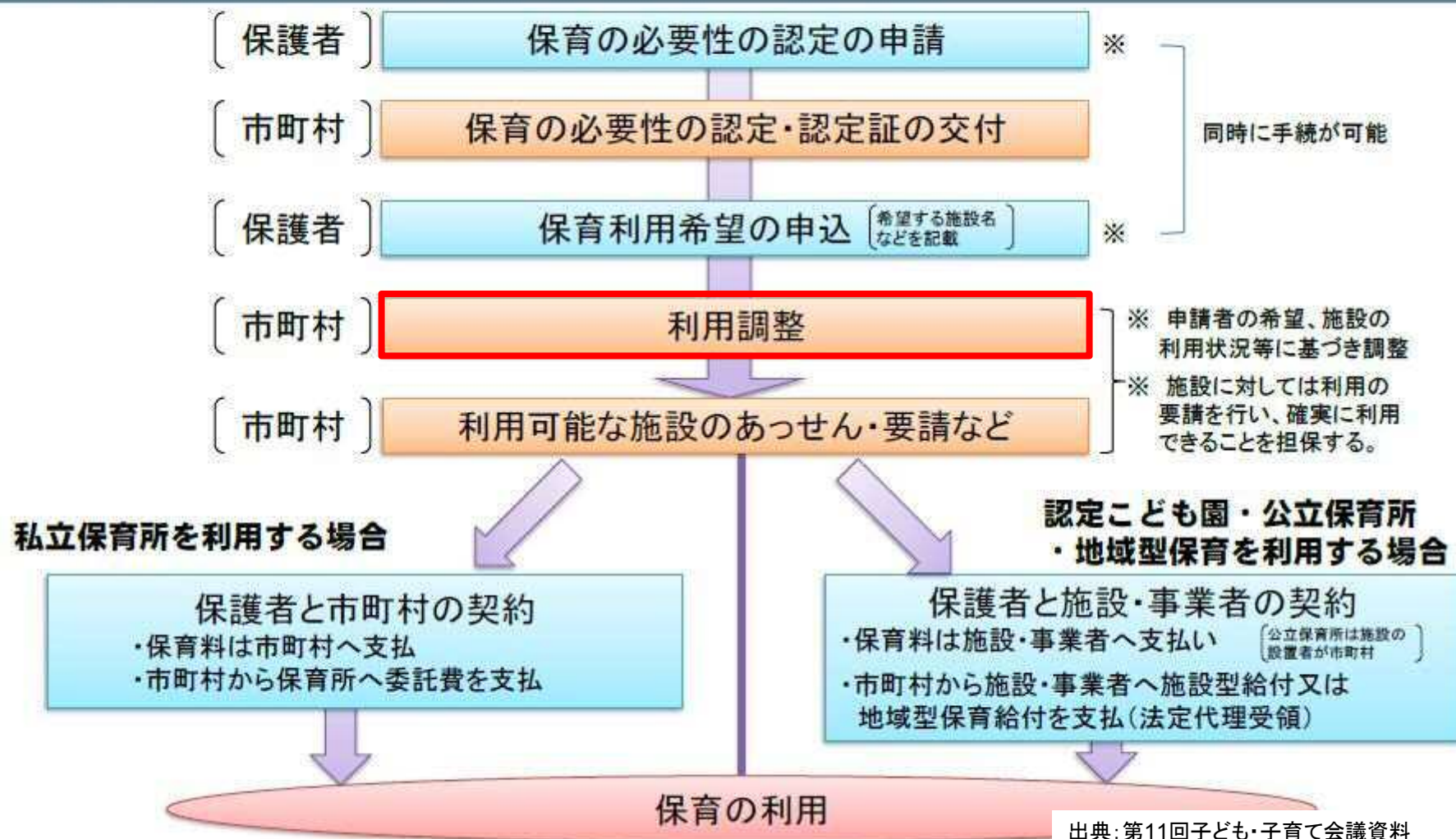
平成26年5月21日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

新制度における保育を必要とする場合の利用手順(イメージ)

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。





○新制度後は、保育の必要性として

- ①事由
- ②区分(保育必要量)
- ③優先利用

3つの観点から必要性認定を行う

保育の必要性の認定イメージ(案)

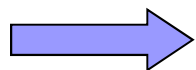
出典: 第7回子ども・子育て会議資料「保育の必要性の認定について」

保育の必要性の認定について (これまでの議論を踏まえたイメージ)

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由	②区分(保育必要量)	③優先利用
1 就労	1 保育標準時間	1 ひとり親家庭
2 妊娠・出産	2 保育短時間	2 生活保護世帯
3 保護者の疾病・障害		3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
4 同居親族等の介護・看護		4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
5 災害復旧		5 子どもが障害を有する場合
6 求職活動		6 育児休業明け
7 就学		7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
8 虐待やDVのおそれがあること		8 小規模保育事業などの卒園児童
9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること		9 その他市町村が定める事由
10 その他市町村が定める事由		

※保育の必要性の認定を行い、利用調整を実施する



その他市町村が定める事由の検討が必要

①事由について

出典：第7回子ども・子育て会議資料「保育の必要性の認定について」

保育の必要性の認定に係る「事由」について（全体像） （これまでの御議論を踏まえた整理案）

現行の「保育に欠ける」事由 （児童福祉法施行令27条・再掲）

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ①昼間労働することを常態としていること（就労）
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）
- ④同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）
- ⑥前各号に類する状態にあること。（その他）

新制度における「保育の必要性」の事由（案）

○以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

- ①就労
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く）
・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
・起業準備を含む
- ⑦就学
・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※これまでの事由から、就労や求職活動、就学、育休の継続利用など新たな事項が追加されている

②区分（保育必要量）について

- 現行制度では、入所判定を行う上で就労時間等の申告を受けているが、利用後にどの程度施設を利用するかの区分はない
⇒新制度後は、各利用者の必要度に応じて保育必要量を設定する

・保育標準時間

主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当

・保育短時間

主にパートタイムの就労を想定

※教育標準時間認定に関しては特段区分は設けない

標準時間・短時間の区分は、保育の必要性の事由が
「就労」または「親族の介護・看護」

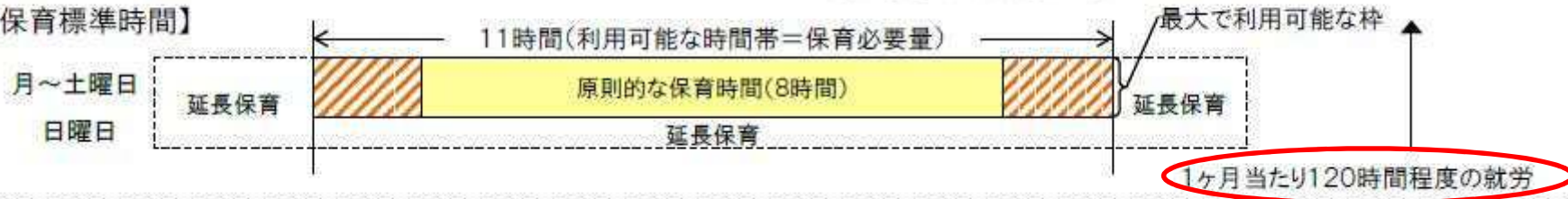
の場合に判定する（その他の事由については、原則、区分を設けず、利用者負担も一律とする）。

②-1 保育区分の設定について

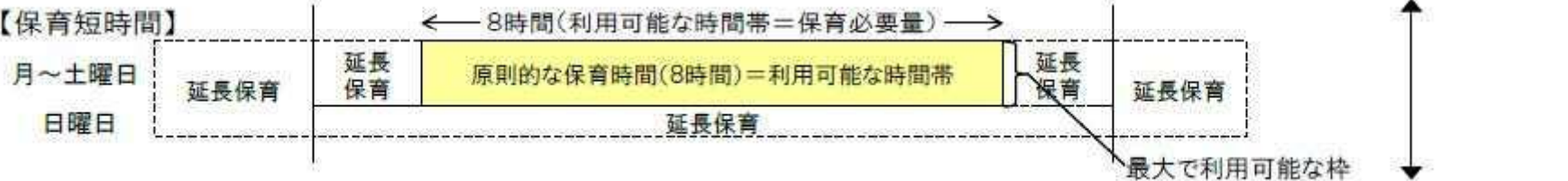
[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

【保育標準時間】



【保育短時間】

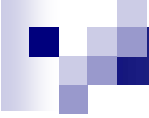


出典:平成26年4月17日都道府県等説明会勉強会資料

区分の判定事由となる「1ヶ月120時間程度の就労」をどう捉えるか。

【対応方針案】

1ヶ月を4週で計算し、週30時間とする。



②-2 保育短時間認定における就労時間 に係る下限の設定について

【対応方針案】

就労時間の下限を設定しない(ただし、経過措置とする)。

平成26年1月15日内閣府子ども・子育て会議(第11回)、子ども・子育て会議基準検討部会(第12回)合同会議資料より

【対応方針案】

○ 現行、就労時間の下限を「1ヶ月当たり48～64時間以上」(案3の場合)以外に設定している市区町村においては、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮し、最大で10年間程度の経過措置期間を設け、対応することを可能としてはどうか。



③優先利用について

- 現行は入所事由に、さらに優先度をつけた上で、入所判定の材料としている。

【対応方針案】

国が示している優先利用の事由について、調整指数上の優先度を高めることにより、順位調整を行う。

留守家庭児童育成クラブについて

平成26年5月21日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(仮称)

※基準の分類

・「従うべき基準」=国の基準 ・「参酌すべき基準」=「従うべき基準」以外のもので国の基準を参考に市の実情に応じて市で設定。

(総則)

項目	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(仮称)(国の基準)	東大阪市の方針・考え方	分類
最低基準の目的	法第三十四条の八の二第一項の規定により市町村が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	—
最低基準の向上	市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	—
最低基準と放課後児童健全育成事業者	放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	—
放課後児童健全育成事業の一般原則	放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もつて当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。 (独自基準)暴力団の排除 子どもの安全で安心な保育を確保するため、放課後児童健全育成事業者から暴力団を排除	参酌すべき基準

東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(仮称)

(職員及び設備に関する基準)

放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、 定期的に これを行わなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、第一項については適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	参酌すべき基準
放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件	放課後児童健全育成事業において 利用者の支援 に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	参酌すべき基準
放課後児童健全育成事業者の職員 の知識及び技能の向上等	放課後児童健全育成事業の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	参酌すべき基準
設備の基準	放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一.六五平方メートル以上でなければならない。 3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、 放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて 専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、児童の支援に支障がない場合は、この限りではない。 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	参酌すべき基準

東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(仮称)

職員	<p>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。)をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>一 保育士の資格を有する者</p> <p>二 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの。</p> <p>4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>従うべき基準 (4のみ参酌すべき基準)</p>
利用者	<p>放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>
虐待等の禁止	<p>放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>

東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(仮称)

衛生管理等	<p>放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	参酌すべき基準
(運営に関する基準)			
運営規定	<p>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 開所している日及び時間</p> <p>四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額</p> <p>五 利用定員</p> <p>六 通常の事業の実施地域</p> <p>七 事業の利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十一 その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	参酌すべき基準
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	<p>放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	参酌すべき基準
秘密保持等	<p>放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	参酌すべき基準

東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(仮称)

<p>苦情への対応</p>	<p>放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>
<p>開設時間及び日数</p>	<p>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開設する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間 二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開設する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>
<p>保護者との連絡</p>	<p>放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>
<p>関係機関との連携</p>	<p>放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>
<p>事故発生時の対応</p>	<p>放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>

東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(仮称)

<p>施行期日</p>	<p>この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	
<p>職員の経過措置</p>	<p><u>この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成三十二年三月三十一日まで修了することを予定している者を含む。）」とする。</u></p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	

前のご議論頂いた内容

●職員の資格について

(現状)

資格要件は、求めている。

(対応方針案)

国の基準どおりとするが、市としても質の向上を図るための手法を検討します。

〈第8回東大阪市子ども・子育て会議での主なご意見〉

- 従事する者の資格所持は重要だと考える。
- 既に従事している者の救済策も含まれていると考えていいのか。
- 補助員の資格について規定がないので検討してほしい。
- 障害に関する専門知識を有する者の採用などを検討してほしい。

●高学年の受入れについて

(現状)

小学3年生まで（障害児は6年生まで）

(対応方針案)

平成26年度から施設整備を進め、年次的に6年生までに拡充します。

〈第8回東大阪市子ども・子育て会議での主なご意見〉

- 平成27年4月から6年生の受入れをするのか

●民間事業者について

（現状）

留守家庭児童健全育成事業に類する事業は、把握していない。

（対応方針案）

市条例に基づき届出された事業者とは連携して、利用者に情報提供を行いたい。また、将来的には必要に応じて、民間を含めた需給確保を検討したい。

〈第8回東大阪市子ども・子育て会議での主なご意見〉

- 質の確保の観点からも民間参入を検討してほしい。

6月・7月の開催スケジュール

□第9回会議

日時：6月12日（木） 9時30分～11時30分

場所：22階会議室

□第10回会議

日時：7月23日（水） 9時30分～11時30分

場所：18階大会議室